

原油や原材料の高騰等により利益が大きく減少している事業者を支援します。

①対象：令和4年4月から12月の任意の連続する3か月間の利益が前年同時期の比較で30%以上減少した市内事業所

※【創業者特例】令和3年10月2日から令和4年9月1日までに創業した事業者については「創業日以降の最初の日（ついたち）が属する月から令和4年12月までの任意の連続する3か月の利益」が、「創業日以降の最初の日（ついたち）が属する月から申請日が属する月の前月（令和5年1月を除く）までの月平均の利益の3倍」に比べ30%以上少ないこと

※赤字幅が30%以上拡大した場合も補助金の対象となります。

②補助金額：10万円

③申請期間：令和4年10月11日(火)～令和5年2月10日(金)  
9:00～17:00

④申請先：下記のいずれかに郵送または持ち込み。

1. 武生商工会議所

〒915-0092 越前市塚町101

2. 越前市商工会（本所のみ）

〒915-0242 越前市粟田部町9-1-9

### 申請に必要な書類

- ・申請書兼請求書…①
- ・利益減少要件に関する確認書…②
- ・誓約書…③
- ・利益が減少したことを証明する書類

（試算表、帳簿、売掛帳・買掛帳、個人事業主の場合は、確定申告時の決算書（月別売上（収入）及び仕入金額）の写し など）

※①、②、③の様式は武生商工会議所、越前市商工会及び市産業政策課で配布します。  
また、市ホームページからも入手できます。

※創業者特例の対象者は①、②の様式が専用のもことになります。

（お問合せ先）

武生商工会議所 TEL 23-2020  
越前市商工会 TEL 43-0877  
越前市産業政策課 TEL 22-3047